経済産業省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
66	A 権限移譲	産業振興	経営力向上計画に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営力向上計画に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。	中小企業等経営強化法に定める中小企業等の事業計画の種類として、経営力向上計画と経営革新計画があるが、認定権限は前者が国、後者が都道府県（複数社共同の申請で2つ以上の都道府県に本社が所在する場合の認定は除く）に分かれている。 両計画は別個の計画であるが、「経営力の強化」という観点では共通しており、内容についても、密接に関連している計画と言える。 両計画の内容や支援措置、事業者の考えている事業計画がどちらの計画に該当するかといった相談を国、都道府県のそれぞれに伝えなければならず、煩雑であり、都道府県に一元化してもよいのではないかという経営革新等支援機関の意見もある。 また、経営力向上計画は国の出先機関に申請することになっていることから、遠方の申請者にとっては、移動や申請手続きが負担となっている。 都道府県にとっても、経営力向上計画の認定権限がないことから、地域の中小企業に対して、経営革新計画も含めた他の中小企業支援施策と一体的な支援が行えていない。 【参考】 ■経営力向上計画 人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資により、事業者の生産性を向上させるための計画（主に事業者の既存事業を対象とした計画） ■経営革新計画 事業者が新商品の開発や新たなサービスの提供等新たな取組によって事業活動を向上させるための計画	【権限移譲による効果】 経営力向上計画と経営革新計画の窓口をワンストップ化することにより、申請者の利便性の向上及び限計画認定による一体的な支援につながる。 また、申請等窓口の集約により身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。 都道府県にとっても、経営力向上計画や経営革新計画に加えて、各都道府県独自の中小企業支援を行うことで、地域の実情に即した効果的な支援が期待できる。 【移譲に際しての懸念と対応策】 経営力向上計画では、現状では事業分野別の指針において目標設定等の項目が定められており、認定も各事業分野この主務大臣となっている。都道府県知事に権限移譲する場合であっても、経営革新計画と同様に同指針に基づいて認定を行うことが可能であると考える。 【参考】 ■認定件数（H28.7～H29.2） 全国　16,146件（経産省12,738件、国交省1,225件、農水省1,127、厚労省566件、国税庁167　等） うち広島県　419件	中小企業等経営強化法第13条、第14条	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	広島県、鳥取県、島根県、山口県、宮城県	–	–	–	中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、平成28年7月より制度を開始し、1年間で約24,000件の認定を行っている。本制度は経営革新計画と異なり、主務大臣が「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に定める一定の事項について、事業分野を指定し当該分野に特化した経営力向上の実施方法を定める「事業分野別指針」を策定し、事業者はその事業分野に応じて、当該事業分野別指針を踏まえて作成し、当該指針を策定した主務大臣に申請し、認定を受けるスキームとなっている。 各主務大臣が認定するのは、各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握し、指針を策定した各事業所管大臣が、事業分野ごとの共用的な知見に基づき、直接審査・認定したほうが、本計画による経営の向上のとでは効果が高いという考え方に基づくもの。また、現在まだ施行後1年を経過したところであり、事業分野別指針の内容を含め、国例で制度全体の運用状況を直接把握し、改善に努めるべき段階、これらの理由から、今後も引き続き国で認定を行うことが適当と考える。	住民に身近な行政は地方公共団体が行うことにより、地域に多様性・自立性が生まれ、新たな成長・活性化につながるものと考える。地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に即して、行うべきである。 本提案は、「経営力向上計画」と「経営革新計画」が、中小企業等経営強化法に基づき定める計画であり、類似目標や支援措置等において共通点が多くあることから、申請者の利便性の向上及び都道府県の一体的な支援実施による中小企業等の成長促進のため、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に応じて行えるよう、認定権限の移譲を検討いただきたい。 なお、各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握することについては、国が都道府県に対し、遠方、情報提供を行うなど、国との連携が図られれば十分対応可能であり、また、各事業所管大臣が事業分野ごとの共用的な知見に基づき認定することについては、都道府県の各事業所管部局が指針に基づき認定することで対応が可能であると考える。	–
71	B 地方に対する規制緩和	産業振興	自転車競技法の開催届出に係る都道府県経由事務の廃止	自転車競技法の開催届出に係る都道府県経由事務の廃止	競輪施行者である市町村が競輪を開催しようとするときは都道府県知事及び所轄経済産業局長を経由して経済産業大臣に届け出ることとなっている。 しかし、都道府県の事務と、市町村の実施する競輪事業との関係性は非常に薄いため、開催届出を都道府県知事経由とすることの必要性は極めて乏しく、非効率になっている。 本県では、年間平均5件程度の開催届出に対して形式確認を行った上で、所轄経済産業局に送付しているが、これまで書類不備等を指摘した事例もなく、実質的に形骸化している経由事務を行っている状況にある。 また、施設等改善措置（自転車競技法施行規則第18条）及び市町村が実施するオートレースの開催届出（小型自動車競走法第4条）は所轄経済産業局長を経由して経済産業大臣に届け出ることになっており、都道府県知事の経由は不要となっている。 なお、競馬法及びモーターボート競走法については、開催届出に関する規定は存在しない。	都道府県の経由事務処理負担の削減につながる。 競輪施行者である市町村において、窓口と提出している都道府県分の開催届出（都道府県控分）の提出が不要となる。 また、届出内容の訂正等を所轄経済産業局と直接やり取りすることが可能となることから、事務負担の軽減・処理日数の短縮化につながる。	自転車競技法第2条 自転車競技法施行規則第6条	経済産業省	富山県	–	福島県、川崎市、大阪府、広島県、愛媛県、大分県	○　本県においても、年間平均5件程度の開催届出に対して形式確認を行った上、所轄経済産業局に送付しているが、これまで書類不備等を指摘した事例もなく、単に経由事務を行っている状況にあり、都道府県にとって経由事務は負担となっている。また、都道府県の事務と、市町村の実施する競輪事業との関係性は非常に薄いため、事務処理が煩雑されることにより都道府県に支障を来すこともない。都道府県の経由事務を廃止する方が、届出内容の訂正等がある際に所轄経済産業局と市町村が直接やりとりすることで事務負担の軽減・処理日数の短縮化につながるため、制度改正は必要である。 ○　本県においても、年間4件程度の開催届けがなされ、形式確認を行った上で所轄経済産業局に送付しているが、これまで書類不備を指摘した事例はご ざいなく、実質的に経由事務を行っている状況である。制度改正により、都道府県の経由事務処理負担の削減につながるほか、競輪施行者である市町村においても都道府県に提出する開催届出書類の削減ができ、一連の事務負担の軽減及び処理日数の短縮化が期待できる。 ○　本県では、年間平均5件程度の開催届出に対し、所轄経済産業局への進達を行っている。しかしながら、富山県からの意見照会、県の事務と市町の実施する競輪事業との関係性は非常に薄いため、開催届出を都道府県知事経由とすることの必要性は極めて乏しく、経由事務は実質的には形骸化している状況にある。加えて、開催届の文書は量が多く、送付にあたり、競輪施行者である市町、経由事務を行っている県双方の負担が大きい。 ○　都道府県の経由を廃止することで、本市から経済産業省へ到達する期間が短縮でき、開催計画確定から国への提出期限までの事務処理可能期間に余裕が持てることから、事務のミス等を軽減することができると思われる。	本件については、具体的な支障事例を踏まえて検討していきたいと考えている一方、競輪場の設置や移転については、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴いたうえで許可している実状も踏まえると、一部の団体からの要望のみではなく、全国知事会・全国市長会・全国町村会等からの意見も考慮したうえで慎重に対応させていただきたい。	経由事務の廃止により、競輪施行者である市町村と都道府県がともに事務負担の軽減につながるものであり、共同提案団体のいずれも同様の支障事例を把握しており、引き続き廃止に向けて検討を進めていただきたい。	–
67	A 権限移譲	産業振興	経営革新等支援機関に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営革新等支援機関に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。	地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、中小企業者等に身近な存在である都道府県が地域の実情に即して行うべきであり、経営革新支援機関の認定も同様である。 現在、経営革新等支援機関の認定権限は国、経営革新計画の認定権限は都道府県と分かれており、都道府県において、一元的に中小企業支援を行うべきである。 また、経営革新等支援機関認定の申請先が、国の出先機関（経済産業局、財務局）になっていることから、遠方の申請者にとっては移動や申請手続きが負担となっている。 【参考】 ■経営革新等支援機関 中小企業・小規模事業者に対して事業計画策定支援等を通じて専門性の高い支援を実施する機関	【権限移譲による効果】 国から地方へ権限が移譲されることにより、申請等窓口がより身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。 【認定機関数】（H29.2.6） 全国　　25,958機関 広島県　　1,186機関 都道府県が中小企業支援策を実施するに当たり、施策の周知・説明や意見聞会等、経営革新等支援機関と活用した施策の展開が期待できる。 また、経営革新等支援機関に対する指導・監督についても、支援機関に身近な都道府県が行うことにより、迅速かつ地域の実情に即した対応が期待できる。	中小企業等経営強化法第21条、第22条、第23条	金融庁、経済産業省	広島県、中国地方知事会、宮城県	–	–	–	中小企業等経営強化法に基づく各主務大臣の経営革新等支援機関に係る認定に係る権限について、都道府県知事への委譲は行わず、引き続き、国が行使することとしたい。 本措置は、全国に約385万者いる中小企業・小規模事業者等に対する支援を行う機関のレベル、質、専門分野、活動内容に、これまで極端ごと地域ごとのバラつきがあるなどの課題が存在し、中小企業等の取組を支援する体制が不十分であったため、支援の質を全国レベルで担保し事業者支援を行う観点から、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第44号）によって創設されたもの。 また、自由民主党中小企業・小規模事業者政策調査会において「得意分野や技能水準の見える化により、適切な認定支援機関の可視化を進め、必要であれば更新制の導入等の制度の改正も視野に入れ、国が責任を持って規模われる支援機関の絞り込みを図るべき」との提言があったことに加え、平成28年11月以降、中小企業・小規模事業者に関する総合的・基本的な政策について審議する場である「中小企業政策審議会　中小企業経営支援分科会」において、認定経営革新等支援機関制度の今後のあり方について議論を行い、平成29年6月、中間整理を公表し、同整理では、中小企業大学校等における研修の充実等を通じた認定経営革新等支援機関の支援能力の能力向上、認定支援機関に対する更新制の導入などを、国が主体となって行うことが求められている。 そのため、国が主体となって上記取組を対応するために、申請のあった権限等については、引き続き、国が対応していく必要がある。	住民に身近な行政は地方公共団体が行うことにより、地域に多様性・自立性が生まれ、新たな成長・活性化につながるものと考える。地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に即して、行うべきである。 本提案は、都道府県が地域を支える中小企業・小規模事業者等を一元的に行うことにより、中小企業者等の利便性の向上及び中小企業者等の成長促進に資するものであり、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に応じて行えるよう、認定権限の移譲を検討いただきたい。 なお、機関ごと地域ごとのバラつきについては、全国レベルの情報を国が地方に提供することで解消可能であり、全国レベルで支援の質が担保できると考える。	–

経済産業省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成29年12月26日閣議決定）記載内容 ※平30対応方針（平30.12.25閣議決定）に記載があるものは当該抜粋を＜平30＞として併記	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
66	－	－	【全国知事会】 都道府県知事への移譲を前提として、当面「手挙げ方式」の活用も含めた検討をすべきである。		事業分野別指針については、関係省庁と緊密に連携しながらPDCAサイクルを実効性ある形で確立し、最新かつ最良の情報が盛り込まれた指針を提供し続けるよう努めることが、法案審議の際の国会付帯決議でも求められていることから、中小企業の生産性向上に関する最新の取組事例等を、国側で一次情報として常時把握する必要があり、これを確実に把握するためには、都道府県への委譲（手挙げ方式を含む。）ではなく、国が直接審査・認定する必要がある。現在まだ施行後1年を経過したところであり面で認定を行うことが適当と考える。	4【経済産業省】 （１）中小企業等経営強化法（平11法18） （ｉ）国が行う経営力向上計画の認定（13条）については、都道府県が行う経営革新計画の承認（8条）と一体となって、地域の事業者をより効果的に支援できるようにするため、両計画に係る事業者の情報のうち提供可能なものを国と都道府県で共有することや、両計画の要件や運用、関連する支援措置等の違いについて情報交換して相互に理解を深め、必要な連携を図りつつ事業者に対して適切に説明を行うことなど、地域の実情に応じた必要な連携施策を、管内の都道府県の意向を踏まえながら実施するよう、地方経済産業局に平成29年度中に通知する。	（ｉ）通知	（ｉ）平成30年3月30日	「各地域における経営力向上計画及び経営革新計画の連携について」（平成30年3月30日付け事務連絡　中小企業庁事業環境部企画課、経営支援創技班・経営革新課通知）	
71	－	－	【全国知事会】 自転車競技法の開催届出に係る都道府県経由事務については、書類付け・枠付け に係る自転車競技法に関する地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、廃止するべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○　関係する地方公共団体の意向確認を速やかに行い、年末の対応方針の閣議決定までに結論を出せるよう、引き続き検討いただきたい。	現在、競輪開催前の届出を受理している各都道府県あてにアンケート調査を実施しており、本調査結果等を踏まえた上で対応方針を決定する予定。	6【経済産業省】 （１）自転車競技法（昭23法209） 指定市町村が競輪を開催する際の届出（2条）に係る都道府県経由事務については、廃止する。	法律、省令	＜法律＞ 公布：平成30年6月27日 施行：平成30年9月27日 ＜省令＞ 公布：8月中 施行：平成30年9月27日	＜法律＞ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第六十六号）の施行に伴う自転車競技法の一部改正 ＜省令＞ 自転車競技法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十七号）の一部改正	
67	－	－	【全国知事会】 都道府県知事への移譲を前提として、当面「手挙げ方式」の活用も含めた検討をすべきである。		一次回答で示した理由に加えて、認定支援機関の中には、県外の中小企業者等まで広いて支援する場合や複数の都道府県を活動エリアとする機関も存在するため、申請を行った所在地においてのみで認定支援機関を管理することは、実態にそぐわないと考えることから、主務大臣による経営革新等支援機関の認定に係る権限は、都道府県知事への委譲を行わず、引き続き、国が行使することとしたい。	4【経済産業省】 （１）中小企業等経営強化法（平11法18） （ⅱ）認定経営革新等支援機関（21条）については、国、都道府県及び認定経営革新等支援機関の連携強化を図るため、中小企業支援施策や認定経営革新等支援機関制度を活用した優良な支援事例等と意見交換する仕組みの構築について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （関係府省：金融庁）	意見交換会の実施体制構築	平成30年度中	国、都道府県及び認定経営革新等支援機関の連携強化を図るため、中小企業支援施策や認定経営革新等支援機関制度を活用した優良な支援事例等について意見交換する仕組みを構築した。平成30年度については、平成31年1月から2月にかけて、全国9か所で意見交換会を実施予定。	